

(第1条関係)寒川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>次条第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日</p> <hr/> <p>(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)</p> <p>(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同</u></p>

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ (略)

法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ (略)

(人事院規則で定める期間を基準として  
条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例  
で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で  
定める特別の事情は、次に掲げる事情と  
する。

(1) 育児休業をしている職員が産前の  
休業を始め、若しくは出産したこと  
により当該育児休業の承認が効力を失  
い、又は第5条に規定する事由に該当  
したことにより取り消された後、当該  
産前の休業若しくは出産に係る子若  
しくは同条に規定する承認に係る子  
が死亡し、又は養子縁組等により職員  
と別居することとなったこと。

(加える)

(2)～(5) (略)

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該  
当すること。

(7) (略)

～略～

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から  
起算して1年を経過しない場合に育児短  
時間勤務をすることができる特別の事  
情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし

(人事院規則で定める期間を基準として  
条例で定める期間)

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例  
で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で  
定める特別の事情は、次に掲げる事情と  
する。

(1) 育児休業をしている職員が、産前  
の休業を始め、又は出産したことによ  
り、当該育児休業の承認が効力を失っ  
た後、当該産前の休業又は出産に係る  
子が次に掲げる場合に該当すること  
となったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居す  
ることとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条  
に規定する事由に該当したことによ  
り当該育児休業の承認が取り消され  
た後、同条に規定する承認に係る子が  
次に掲げる場合に該当することとな  
ったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817  
条の2第1項の規定による請求に係る  
家事審判事件が終了した場合(特別  
養子縁組の成立の審判が確定した場  
合を除く。)又は養子縁組が成立しな  
いまま児童福祉法第27条第1項第3号  
の規定による措置が解除された場合

(3)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該  
当すること。

(8) (略)

～略～

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から  
起算して1年を経過しない場合に育児短  
時間勤務をすることができる特別の事  
情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし

書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(加える)

(2)～(6) (略)

～略～

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)を承認されている

職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間

を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間

書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(7) (略)

～略～

(部分休業の承認)

第21条 (略)

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間

<p>を承認されている</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間_____を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しないを承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>
---	---

(第2条関係)寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子の	第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育
_____ある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育	_____ある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育

するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の

ある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員

育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2・3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者

を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの

を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護

\_\_\_\_\_と読み替えるものとする。

5 (略)

～略～

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

～略～

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの

\_\_\_\_\_の介護をするため、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(加える)

間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

～略～

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

～略～

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間

\_\_\_\_\_内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、寒川町一般職の職員の給与に関する条例 \_\_\_\_\_第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

<p>(療養休暇、特別休暇及び介護休暇 _____の承認)</p> <p>第16条 療養休暇、特別休暇及び介護休 暇_____については、規則の定める ところにより、任命権者の承認を受けな ければならない。</p> <p>～略～</p>	<p>第15条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者 の介護をするため、要介護者の各々が当 該介護を必要とする一の継続する状態 ごとに、連続する3年の期間(当該要介護 者に係る指定期間と重複する期間を除 く。)内において1日の勤務時間の一部に つき勤務しないことが相当であると認 められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期 間内において1日につき2時間を超えな い範囲内で必要と認められる時間とす る。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、寒川町一般職の 職員の給与に関する条例第11条の規定 にかかわらず、その勤務しない1時間 につき、同条例第14条に規定する勤務1時 間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介 護時間の承認)</p> <p>第16条 療養休暇、特別休暇、介護休暇 及び介護時間については、規則の定める ところにより、任命権者の承認を受けな ければならない。</p> <p>～略～</p>
--	--

(改正附則)

現行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成29年1月1日(以下「施 行日」という。)から施行する。</u> <u>(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関す る条例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p>2 <u>第2条の規定による改正前の寒川町職 員の勤務時間、休暇等に関する条例第15 条の規定により介護休暇の承認を受け た職員であって、施行日において当該介 護休暇の初日(以下この条において単に 「初日」という。)から起算して6月を 経過していないものの当該介護休暇に 係る改正後の寒川町職員の勤務時間、休</u></p>



暇等に関する条例(以下「改正後の勤務時間条例」という。)第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

- 3 平成29年1月1日から同年3月31日まで  
の間は、改正後の勤務時間条例第8条の2  
第1項中「第2号に規定する養子縁組里親  
である職員に委託されている児童」とあ  
るのは、「第1項に規定する里親である  
職員に委託されている児童のうち、当該  
職員が養子縁組によって養親となるこ  
とを希望している者」とする。